

藤枝市地域おこし協力隊実施要綱

(趣旨)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致及び居住をさせ、地域力の維持及び強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）の実践を通じて地域の維持及び活性化を図るため、総務省が定めた地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、藤枝市地域おこし協力隊事業を実施する。

(藤枝市地域おこし協力隊員)

第2条 藤枝市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏を始めとする都市地域等に置く者で、委嘱の日以降、藤枝市に住民票を異動し生活拠点を移すことが確実な者
- (2) 地域協力活動に意欲があり、活動地域になじむ意思のある者

(地域協力活動)

第3条 隊員は、地域協力活動として、次に掲げる活動を行う。

- (1) 藤枝市への移住及び定住に係る事業の協力に関する活動
- (2) 地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- (3) 観光資源、特産品その他の地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (4) 農林業等の地域の産業振興に係る支援に関する活動
- (5) サッカーを活用した地域振興に係る支援に関する活動
- (6) 集落の生活環境維持に係る支援に関する活動
- (7) 地域行事の支援に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、集落の維持活性化に係る活動
- (9) 月単位の行動計画及び業務日報の作成

(委嘱)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、3年を限度に延長することができるものとする。

2 市長は、隊員として適格でないと認められる場合には、委嘱を取り消すことができる。

3 隊員は、地域協力活動の実施に当たり、市長の指示に従わなければならない。

(報償費等)

第5条 隊員は、市長からの委嘱を受け、地域協力活動の対価として、報償費及び活動経費の支給を受けるものとする。

2 前項に定める隊員の報償費は、1月あたり233,000円とする

3 前項の規定に関わらず、隊員の1月あたり活動日数が20日に満たない場合は、1日あたり11,650円の日割りにより支給する。

(活動経費の支給及び負担)

第6条 市長は、第5条第1項に定める隊員の活動経費について、予算の範囲内で支給及び負担する。

2 市長は、隊員が地域協力活動中に生活する住居を用意し、居住に係る賃借料、敷金礼金、共益費及び保険料(以下「家賃等」という。)を負担する。ただし、隊員が自ら居住するための住居を借り受けし、家賃等を支払っているときは、市長が住宅借上げ料相当額を支給することができる。

(秘密の保持)

第7条 隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(市の役割)

第8条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の年間事業計画の作成

(2) 隊員の住居の確保

(3) 派遣地域との調整及び住民への周知

(4) 地域協力活動終了後の定住支援

(5) 前各号に掲げる事項のほか、地域おこし協力隊の円滑な活動に関すること

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成27年7月17日藤枝市告示第130号)

この告示は、平成27年7月17日から施行する。

附 則(平成28年3月30日藤枝市告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日藤枝市告示第263号)

附 則(令和3年5月19日藤枝市告示第196号)

附 則(令和4年3月31日藤枝市告示第69号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第5条の規定は令和4年4月1日以後に行う地域協力活動に係る報償費等について適用する。